

後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年岩手県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(拋出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項の条例で定める割合は、<u>100,000分の41</u>とする。</p>	<p>(拋出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。<u>以下「政令」という。</u>）第19条第1項の<u>基礎財政安定化基金拋出率を標準として条例で定める割合は、100,000分の38</u>とする。</p> <p><u>2 政令第19条第1項の子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拋出率を標準として条例で定める割合は、零とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。